

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年10月27日
【会社名】	都築電気株式会社
【英訳名】	TSUZUKI DENKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江森 勲
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【電話番号】	03(6833)7777（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理統括部長 石丸 雅彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【電話番号】	03(6833)7777（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理統括部長 石丸 雅彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 756,957,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 都築電気株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市北区中之島二丁目2番2号） 都築電気株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	783,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 平成29年10月27日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	783,600株	756,957,600	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	783,600株	756,957,600	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
966	-	100株	平成29年11月24日	-	平成29年11月28日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
都築電気株式会社 本店	東京都港区新橋六丁目19番15号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	東京都港区虎ノ門一丁目4番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
756,957,600	750,000	756,207,600

(注) 1 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額756,207,600円につきましては、平成29年11月28日以降の諸費用支払い等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は本自己株式処分のほか平成29年10月27日開催の取締役会において、株式会社麻生に対する第三者割当による自己株式処分（以下、「別件自己株式処分」という。）を決議しております。別件自己株式処分の概要は以下のとおりであります。詳細につきましては、当社が平成29年10月27日に提出した別件自己株式処分に係る有価証券届出書をご参照ください。

(第三者割当による新株式の発行)

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 2,200,000株
(2) 発行価格	1株当たり 966円
(3) 発行価額の総額	2,125,200,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額 - 増加する資本準備金の額 -
(5) 募集方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期間	平成29年11月22日
(7) 払込期日	平成29年11月24日
(8) 割当予定先及び割当株数	株式会社麻生 2,200,000株

(注) 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成29年10月27日現在）

	割当予定先	割当予定先
名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （役員報酬B I P信託口・76132口）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与E S O P信託口・76133口）
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 伊藤 尚志	
資本金	10,000百万円	
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%	

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成29年10月27日現在）

出資関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、当社の普通株式169,000株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、預金・借入取引があります。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

<役員報酬B I P信託・株式付与E S O P信託の内容>

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約（以下、「B I P信託契約」といい、B I P信託契約に基づき設定される信託を「B I P信託」という。）、および株式付与E S O P信託契約（以下、「E S O P信託契約」といい、E S O P信託契約に基づき設定される信託を「E S O P信託」という。）を締結し、B I P信託、およびE S O P信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてB I P信託およびE S O P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先はそれぞれ「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・76132口）」、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・76133口）」といたします。

概要

B I P（Board Incentive Plan）信託とは、当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者であるものを除く。以下「取締役等」という。）を対象とし、業績および役位に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬型の役員報酬制度であります。

また、E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託とは、一定の要件を充足する当社従業員を対象に当社株式が交付されるインセンティブプランです。

それぞれの制度において、制度対象者のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより各信託を設定いたします。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式交付規程に基づき各信託の制度対象者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

各信託は、各信託契約および株式交付規程に従い、一定の受益者要件を満たす制度対象者に対して、当社株式等の交付等を行います。また、信託財産に属する当社株式に係る議決権行使について、B I P信託の場合には、信託期間を通じて議決権を行使しないものとし、E S O P信託の場合には、信託管理人の指図に従い、受託者は当社株式の議決権を行使します。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して各信託に基づく信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が、各信託についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、各信託の実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」という。)について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76132口)」、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76133口)」といたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、各信託において生じる財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

(参考)各信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	(BIP信託) 取締役等に対するインセンティブの付与 (ESOP信託) 当社従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	各信託対象者のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	平成29年11月24日(予定)
信託の期間	平成29年11月24日～平成32年9月末日(予定)
議決権行使	(BIP信託) 議決権を行使しないものとします。 (ESOP信託) 信託管理人が指図を行い議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	(BIP信託) 289,993,200円 (ESOP信託) 466,964,400円
株式の取得方法	自己株式の第三者割当により取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

各信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数

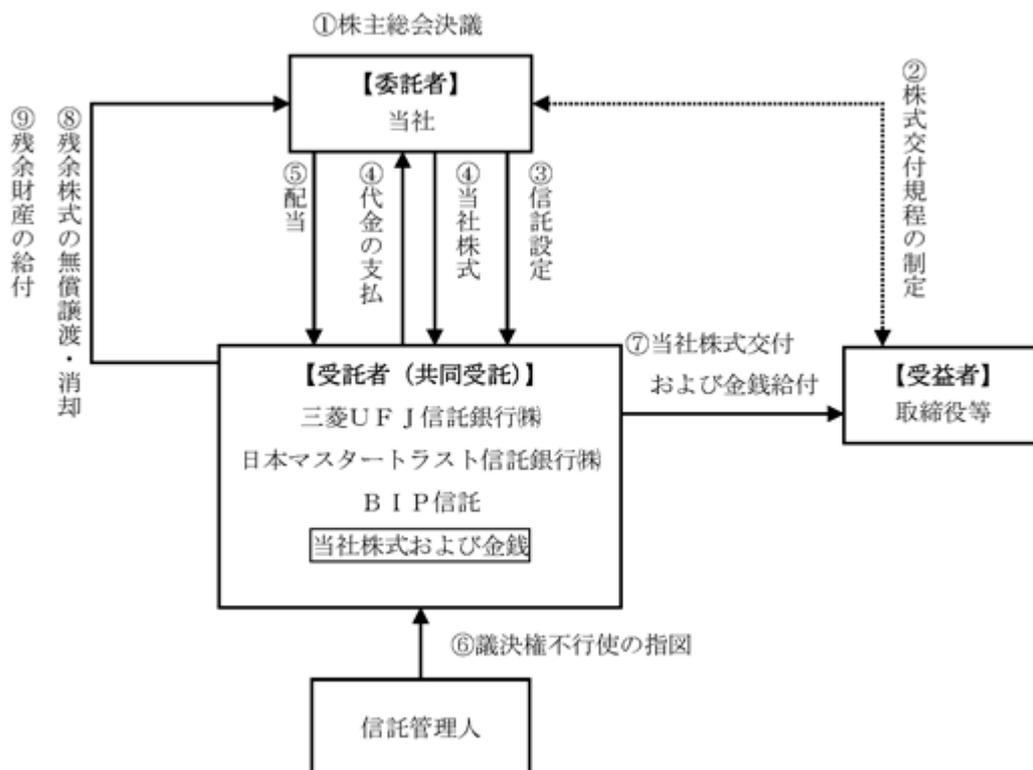
783,600株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

(内訳)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76132口)	300,200株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76133口)	483,400株

< 各信託の仕組み >

・ B I P 信託



当社は、本制度の導入に関して株主総会において役員報酬の承認決議を得ております。

当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定しております。

当社は、の株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する当社取締役等を受益者とする信託（B I P 信託）を設定します。

受託者は、信託管理人の指図に従い、で抛出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。B I P 信託が取得する株式数は、における株主総会の承認決議の範囲内とします。

B I P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

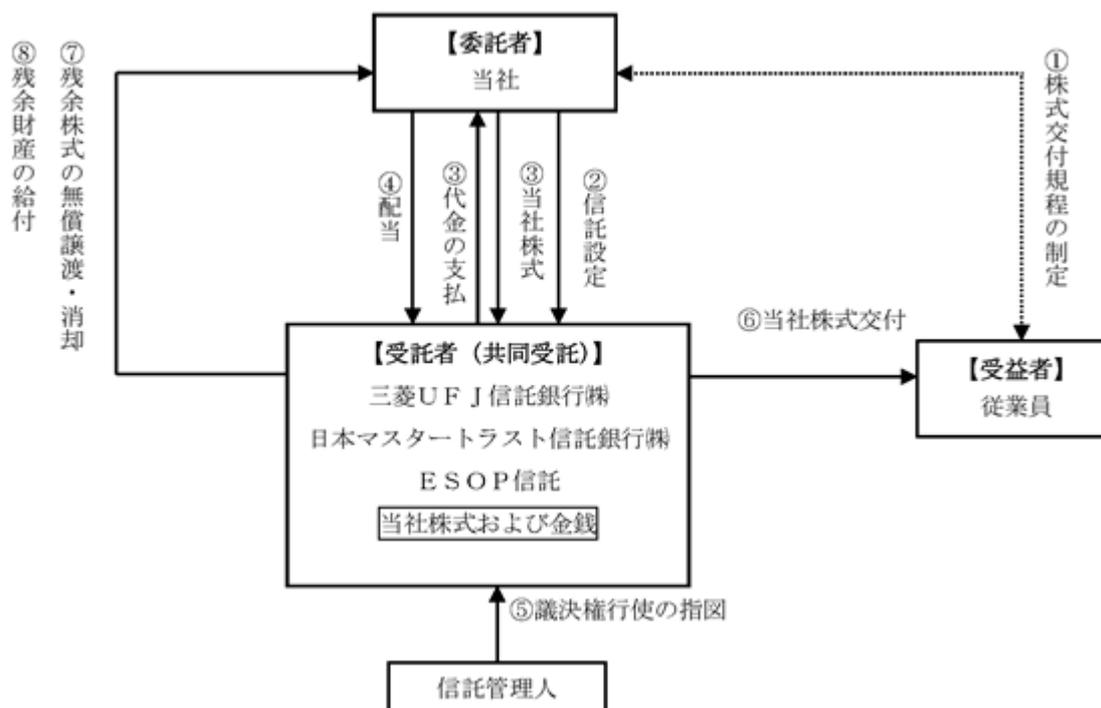
B I P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、役位別に定める標準報酬額および各事業年度における業績目標の達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該対象者の退任時に、信託契約の定めに従い、付与されたポイントの70%に相当する株数の当社株式（単元未満株数は切り捨て）が交付され、残りのポイントに相当する株数の当社株式については、B I P 信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。信託期間中における業績目標の未達成等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式交付制度としてB I P 信託を継続利用するか、B I P 信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

B I P 信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注） 当社は、株主総会で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、B I P 信託に対し、自社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

・ E S O P 信託



当社は E S O P 信託の導入に関して株式交付規程を制定します。

当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とする信託（ E S O P 信託）を設定します。

E S O P 信託は、信託管理人の指図に従い、で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。

E S O P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

E S O P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行います。

信託期間中、株式交付規程に基づき、毎年ポイントが付与され、当社従業員が退職した時に、累積ポイント数に相当する株数の当社株式が交付されます。

信託期間中における当社従業員の減少等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式交付制度として E S O P 信託を継続利用するか、 E S O P 信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

E S O P 信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社従業員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

受益者要件を充足する当社従業員への当社株式の交付により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

c 割当予定先の選定理由

各信託の導入にあたっては、三菱 U F J 信託銀行株式会社より提案を受け、当社との取引関係及び手続コスト等を総合的に判断した結果、 B I P 信託契約および E S O P 信託契約を締結することといたしました。

なお、本制度においては前述の「役員報酬 B I P 信託・株式付与 E S O P 信託の内容」に記載したとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱 U F J 信託銀行株式会社の共同受託者として各信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、それぞれ「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口・76132口）」、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口・76133口）」が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

783,600株

(内訳)

- ・「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・76132口）」 300,200株
- ・「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・76133口）」 483,400株

e 株券等の保有方針

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・76132口）」および「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・76133口）」は株式交付規程に従い、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、一定の受益者要件を満たす取締役等または従業員へ交付等することとなっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金に相当する金銭として当社から各信託に拠出される当初信託金を、払込期日において信託財産内に保有する予定である旨、各信託契約により確認をするものいたします。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、各信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利保全および行使について、各信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い具体的信託事務を担当します。その他の包括的管理業務については、各信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者である当社と受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が協議の上、選任するものとします。

なお、各信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士田村稔郎氏とします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことは各信託契約において確約するものいたします。

その結果、当社は、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 処分価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株処分につきましては、当社の業績動向、今回処分される株式数、昨今の株式市場の動向等を踏まえつつ、一般株主の利益を最大限尊重するため、処分価格につきましては、当社の直近の株価動向を適切に反映していると考えられる本自己株式処分に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(平成29年10月26日)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値である966円と致しました。

なお、当該処分価格は、直前営業日からの1か月間(平成29年9月27日から平成29年10月26日まで)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値(円未満切捨て。以下、終値の平均値の計算において同じとします。)である1,040円に対しては7.12%のディスカウント(小数点第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じとします。)、同直前3か月間(平成29年7月27日から平成29年10月26日まで)の終値の平均値である901円に対しては7.21%のプレミアム、同直前6か月間(平成29年4月27日から平成29年10月26日まで)の終値の平均値である797円に対しては21.20%のプレミアムであります。

当社は、直前営業日終値を基準とした理由は、上記処分価格が本取締役会決議日の直前営業日並びに直前1か月間、直前3か月間及び直前6か月間の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、上記処分価格が特に有利な処分価格に明らかに該当しないものと判断しております。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとっております。

なお、上記処分価格につきましては、当社の監査役全員(3名、うち2名は社外監査役)が特に有利な処分価格には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76132口)および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・76133口)に対する処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等または従業員に交付を行うと見込まれる株式数であります。これらの処分数量の合計による希薄化の規模は発行済株式総数に対し3.05%(小数点第3位を四捨五入、平成29年9月30日現在の総議決権個数151,723個に対する割合5.16%)となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役等または従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中 4丁目1番1号	2,402	15.83	2,402	13.23
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7番18号	2,300	15.16	4,500	24.79
都築電気従業員持株会	東京都港区新橋6丁目19番15 号 東京美術倶楽部ビル	1,285	8.47	1,285	7.08
扶桑電通株式会社	東京都中央区築地5丁目4番18 号	766	5.05	766	4.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号	591	3.90	591	3.26
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目5 番5号 (東京都中央区晴海1丁目8番 12号 晴海アイランドトリトン スクエアオフィスタワーZ棟)	591	3.90	591	3.26
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1 番2号	591	3.90	591	3.26
HTホールディングス株式会社	石川県金沢市小橋町3番47号	200	1.32	200	1.10
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町3丁目3番 6号	192	1.27	192	1.06
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会 社)	東京都千代田区丸の内1丁目4 番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番 11号)	189	1.25	189	1.04
計		9,110	60.04	11,310	62.29

(注) 1 平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、「第2 売出要項 募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載される別件自己株式処分の結果を考慮し記載しております。

3 上記のほか、自己株式が10,472千株あります。本自己株式処分により、割当後は9,688千株となります。なお、このほかに株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1千株あります。

4 「第2 売出要項 募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載される別件自己株式処分により自己株式2,200千株を処分いたします。これにより、自己株式数は7,488千株となります。

5 日本スタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)348千株(議決権比率1.92%)、本自己株式処分の割当予定先である日本スタートラスト信託銀行(役員報酬BIP信託口)300千株(議決権比率1.65%)及び日本スタートラスト信託銀行(株式付与ESOP信託口)483千株(議決権比率2.66%)は上記大株主から除いております。

6 上記3の自己株式には、平成29年10月1日以降の単元未満株式の買取り分及び売渡し分は含まれておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第77期有価証券報告書及び第78期第1四半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年10月27日）現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年10月27日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第77期有価証券報告書の提出日（平成29年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成29年10月27日）現在までに、以下の臨時報告書を平成29年6月29日に関東財務局長に提出しております。（平成29年6月29日提出 臨時報告書）

1 提出理由

平成29年6月28日開催の当社第77回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区分が廃止されましたので、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。

代表取締役が複数名の場合に機動性を持たせるため、現行定款第15条（招集権者および議長）、第25条（取締役会の招集権者および議長）の一部を変更するものであります。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、日浦秀樹、江森勲、吉井一典、仲井正人、戸澤正人、志村一弘、尾山和久、北岡俊治、麻生巖及び村島俊宏を選任するものであります。

第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。以下併せて「取締役等」という。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入するものであります。

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位別の標準報酬額および各事業年度の業績目標の達成度等に従って付与されるポイントに基づき定まります。

本制度において、当社が取締役等の報酬として3事業年度（当初は平成30年3月31日に終了する事業年度から平成32年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象に拠出する金員の上限は合計3億円で、取締役等が付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は166,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）とし、対象期間である3事業年度ごとに取締役等に付与されるポイントの総数は498,000ポイントを上限とします。取締役等は、退任時にポイントの70%に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て。）について交付を受け、残りについては信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものではありません。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	121,699	74	-	(注) 1	可決 99.94
第2号議案 取締役10名選任の件				(注) 2	
日浦 秀樹	119,458	2,315	-		可決 98.10
江森 勲	121,460	313	-		可決 99.74
吉井 一典	119,460	2,313	-		可決 98.10
仲井 正人	121,440	333	-		可決 99.73
戸澤 正人	121,460	313	-		可決 99.74
志村 一弘	121,460	313	-		可決 99.74
尾山 和久	121,450	323	-		可決 99.73
北岡 俊治	121,416	357	-		可決 99.71
麻生 巖	121,448	325	-		可決 99.73
村島 俊宏	121,416	357	-		可決 99.71
第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件	118,298	3,475	-	(注) 3	可決 97.15

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3 . 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3 最近の業績の概要について

平成29年10月27日開催の取締役会において決議された第78期第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,610	15,103
受取手形及び売掛金	28,030	25,171
たな卸資産	7,038	7,407
繰延税金資産	1,131	1,160
未収還付法人税等	2	2
その他	1,418	1,567
貸倒引当金	128	129
流動資産合計	55,103	50,282
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,556	1,558
減価償却累計額	823	821
建物及び構築物（純額）	732	737
機械装置及び運搬具	9	7
減価償却累計額	5	4
機械装置及び運搬具（純額）	3	2
土地	2,223	2,222
リース資産	2,231	2,437
減価償却累計額	774	816
リース資産（純額）	1,456	1,620
建設仮勘定	870	1,583
その他	676	782
減価償却累計額	579	679
その他（純額）	97	103
有形固定資産合計	5,384	6,270
無形固定資産		
リース資産	653	622
その他	1,005	979
無形固定資産合計	1,658	1,601
投資その他の資産		
投資有価証券	4,901	5,377
長期貸付金	100	99
繰延税金資産	2,419	2,277
長期預金	300	300
その他	1,569	1,578
貸倒引当金	369	369
投資その他の資産合計	8,921	9,264
固定資産合計	15,965	17,136
資産合計	71,068	67,418

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,683	14,683
短期借入金	5,794	5,782
1年内返済予定の長期借入金	87	960
リース債務	753	768
未払法人税等	649	245
賞与引当金	2,486	2,189
受注損失引当金	363	156
その他	3,844	4,014
流動負債合計	31,663	28,801
固定負債		
長期借入金	7,951	7,034
リース債務	1,556	1,657
繰延税金負債	7	7
退職給付に係る負債	5,698	5,565
長期未払金	110	65
その他	21	40
固定負債合計	15,345	14,370
負債合計	47,009	43,172
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,812	9,812
資本剰余金	3,274	3,274
利益剰余金	17,084	16,908
自己株式	8,223	8,196
株主資本合計	21,949	21,799
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,256	1,579
為替換算調整勘定	40	53
退職給付に係る調整累計額	812	814
その他の包括利益累計額合計	2,109	2,446
純資産合計	24,059	24,246
負債純資産合計	71,068	67,418

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第2四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
売上高	48,704	48,930
売上原価	40,246	40,588
売上総利益	8,458	8,342
販売費及び一般管理費	8,015	8,210
営業利益	442	131
営業外収益		
受取利息	7	5
受取配当金	47	54
為替差益	18	-
受取保険金	35	33
その他	38	56
営業外収益合計	147	149
営業外費用		
支払利息	64	64
支払手数料	39	-
為替差損	-	3
その他	47	85
営業外費用合計	151	152
経常利益	437	127
特別利益		
固定資産売却益	-	0
特別利益合計	-	0
特別損失		
固定資産除却損	-	5
固定資産売却損	0	-
投資有価証券評価損	0	-
特別退職金	89	46
特別損失合計	89	51
税金等調整前四半期純利益	347	76
法人税等	120	93
四半期純利益又は四半期純損失()	227	16
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	227	16

(四半期連結包括利益計算書)
(第 2 四半期連結累計期間)

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)
四半期純利益又は四半期純損失 ()	227	16
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6	322
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	76	13
退職給付に係る調整額	13	1
その他の包括利益合計	69	337
四半期包括利益	158	320
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	158	320

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	347	76
減価償却費	625	667
貸倒引当金の増減額（は減少）	2	0
賞与引当金の増減額（は減少）	145	296
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	31	131
受注損失引当金の増減額（は減少）	113	206
受取利息及び受取配当金	55	59
支払利息	64	64
為替差損益（は益）	9	10
固定資産除売却損益（は益）	0	5
投資有価証券売却損益（は益）	0	-
その他の営業外損益（は益）	94	41
売上債権の増減額（は増加）	5,727	2,869
たな卸資産の増減額（は増加）	354	365
その他の資産の増減額（は増加）	89	107
仕入債務の増減額（は減少）	3,916	3,014
未払消費税等の増減額（は減少）	123	159
その他の負債の増減額（は減少）	243	187
小計	2,566	438
利息及び配当金の受取額	55	59
利息の支払額	64	64
その他の収入	82	95
その他の支出	86	85
特別退職金の支払額	92	60
法人税等の支払額	142	396
法人税等の還付額	8	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,327	887

（単位：百万円）

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	0	0
有形固定資産の取得による支出	1,029	1,332
有形固定資産の売却による収入	520	568
無形固定資産の取得による支出	78	161
投資有価証券の取得による支出	24	24
投資有価証券の売却による収入	-	0
貸付けによる支出	1	1
貸付金の回収による収入	4	2
その他	0	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	608	976
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,019	11
ファイナンス・リース債務の返済による支出	450	487
長期借入れによる収入	7,161	-
長期借入金の返済による支出	6,005	43
自己株式の取得による支出	1	0
自己株式の処分による収入	38	41
配当金の支払額	129	159
財務活動によるキャッシュ・フロー	405	660
現金及び現金同等物に係る換算差額	74	17
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,238	2,507
現金及び現金同等物の期首残高	15,034	17,562
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,273	15,055

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	情報ネットワーク ソリューション サービス	電子デバイス	計		
売上高					
外部顧客への売上高	36,908	11,796	48,704	-	48,704
セグメント間の内部売上高又は振替高	23	182	205	205	-
計	36,932	11,978	48,910	205	48,704
セグメント利益又は損失()	460	27	432	9	442

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	情報ネットワーク ソリューション サービス	電子デバイス	計		
売上高					
外部顧客への売上高	35,398	13,532	48,930	-	48,930
セグメント間の内部売上高又は振替高	102	104	207	207	-
計	35,501	13,636	49,138	207	48,930
セグメント利益	112	12	124	6	131

(注)1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（重要な後発事象）

（第三者割当による自己株式の処分）

当社は、平成29年10月27日の取締役会において、株式会社麻生を処分先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、平成29年10月27日公表の「第三者割当による自己株式処分並びに主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社となる主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

（第三者割当による自己株式の処分）

当社は、平成29年10月27日の取締役会において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）と日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）を処分先とする第三者割当による自己株式の処分を行うこと決議いたしました。

なお、詳細につきましては、平成29年10月27日公表の「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

（自己株式の消却）

当社は、平成29年10月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

1．自己株式の消却を行う理由

資本効率の向上を通じて株主利益の増大を図るため、自己株式を消却するものであります。

2．消却に係る事項の内容

（1）消却の方法

その他資本剰余金から減額

（2）消却する株式の種類

当社普通株式

（3）消却する株式の数

1,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 3.89%）

（4）消却予定日

平成29年11月30日

（5）消却後の発行済株式総数

24,677,894株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第77期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第77期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年7月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第78期第1四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6月28日

都築電気株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾川 克明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている都築電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、都築電気株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、都築電気株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、都築電気株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6月28日

都築電気株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾川 克明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている都築電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、都築電気株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月 3日

都築電気株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榎本 郷 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている都築電気株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、都築電気株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

注2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。